広島県立総合技術研究所における研究活動及び競争的資金等の

不正防止対策に係る基本方針

令和元年9月2日

広島県立総合技術研究所　策定

　広島県立総合技術研究所が実施する研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する取扱要領第4条第2項及び，広島県立総合技術研究所における競争的資金の適正執行・管理等に関する取扱要領第4条第2項に基づく基本方針については，次のとおりとする。

１　不正防止対策に関する責任体系の明確化

広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）が研究活動や外部資金等の執行・管理を適正に行うためには，組織の運営・管理に係る責任者が不正防止対策に関して責任を持ち，積極的に推進していくとともに，その役割，責任の所在・範囲と権限を明確化し，責任体系を内外に周知・公表する。

２　適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

（１）ルールの統一化

競争的資金等の運営・管理に係るすべての研究者等に対してルールを明確に定め，ルールと運用の実態がかい離していないか，適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。

総研としてルールの統一化を図るとともに，総研内に周知を行う。

（２）職務権限の明確化

各段階の関係者の職務権限を明確化し，職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

業務の分担の実態と事務分掌の間に乖離が生じないよう適切な事務分掌・業務配分を行う。

（３）関係者の意識の向上

研究活動における不正行為や，競争的資金等の適正執行・管理について，研究者等を対象にコンプライアンス教育を実施し，受講者の受講状況及び理解度について把握する。

３　不正使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因がどのような形であるのか，総研全体の状況を体系的に整理し把握する。

不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し，実施する。

４　研究の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた適正な予算執行を行う。

事務分掌及び職務権限に応じて，各研究の進捗状況，研究費の執行状況を把握するとともに，チェック機能が有効に働くような体制を構築し，進捗管理を行う。

５　情報発信，共有化の推進

研究活動における不正行為への防止対策及び競争的資金等の適正執行・管理に関する要領，不正防止計画などをホームページで公表し，不正の防止の取組に関する積極的な情報発信を行う。